

資料一 1

規約の改定について

- (1) 仁淀川・物部川・高知海岸水防連絡会規約（案） p.1
- (2) 物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会規約（案） . . p.6
- (3) 仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会規約（案） . . p.10

仁淀川・物部川・高知海岸水防連絡会規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、仁淀川、物部川、高知海岸水防連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 連絡会は、仁淀川、物部川、高知海岸における水害を防止し、又は軽減するために水防に関する連絡及び調整の円滑化を図り、もって公共の安全に寄与することを目的とする。

（事 業）

第3条 連絡会は、第2条の目的を達成するため、別表－1に掲げる事業を審議決定し、実施する。

（組 織）

第4条 連絡会は、別表－2に掲げる者（以下「委員」という。）によって組織する。

2. 連絡会に会長、副会長を置く。
3. 会長は、連絡会を代表し、会務を掌理するものとし、高知河川国道事務所長をもってこれにあてる。
4. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとし、高知県土木部河川課長の職にある者をもってあてる。

（連絡会総会）

第5条 総会は、毎年度当初及び会長が必要と認めたときは、会長がこれを招集する。

（幹事会）

第6条 連絡会に幹事会を置く。

2. 幹事会は、連絡会の運営に関し、連絡会に提案する事項を予め整理するとともに、連絡会から委任された事項を処理する。
3. 幹事会は、別表－3に掲げる者（以下「幹事」という。）によって組織する。
4. 幹事会に幹事長、副幹事長を置く。

5. 幹事長は幹事会を主宰し、これを収集するものとし、高知河川国道事務所副所長（河川）をもってこれにあてる。
6. 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代行するものとし、高知県中央西土木事務所次長の職にある者と、高知県中央東土木事務所次長の職にある者をもってあてる。

（任 期）

第7条 委員及び幹事の任期はその職にある期間とする。

（事務局）

第8条 連絡会の事務を処理するため、事務局を高知河川国道事務所に置く。

（規約の改正）

第9条 本規約を改正する必要があると認めるときは、総会の決議により、これを行うことができる。

（雑 則）

第10条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営に関して必要な事項は会長が総会にはかつて定める。

別表－1 連絡会事業

1. 水防警報の連絡系統及び水防に必要な情報の提供に関する事。
2. 水防区域の巡視に関する事。
3. 水防体制に関する事。
4. 水防訓練及び水防に係る広報に関する事。
5. その他連絡の目的を達成するために必要な事項に関する事。

附 則

この規約は昭和57年6月17日から施行する。

平成6年5月27日改正（別表－3（幹事））

平成8年5月29日改正（第6条第5項）

平成14年5月17日改正

（第4条第5項（会計監事）、第8条（経費）、第9条（会計）削除）

平成15年5月16日一部改正

平成21年5月27日改正（高知海岸を追加）（別表－2、3委員・幹事）

平成25年5月30日改正（第4条第4項、第6条第6項、第7条）

平成28年6月2日改正（別表－2委員変更）

令和元年5月29日改正（別表－3幹事変更）

令和3年6月4日改正（別表－2委員）

令和5年5月26日改正（別表－3幹事変更）

仁淀川・物部川・高知海岸水防連絡会
＜委員名簿＞

高知河川国道事務所長
高知地方気象台長
高知県河川課長
高知県港湾・海岸課長
高知県中央東土木事務所長
高知県高知土木事務所長
高知県中央西土木事務所長
高知市長
南国市長
土佐市長
香南市長
香美市長
いの町長
日高村長

仁淀川・物部川・高知海岸水防連絡会 ＜幹事名簿＞

高知河川国道事務所	副所長（技術）
高知地方气象台	防災管理官
高知県河川課	河川課長補佐
高知県港湾・海岸課	港湾・海岸課長補佐
高知県中央東土木事務所	技術次長
〃	河港管理課長
高知県高知土木事務所	次長（技術総括）
〃	河川・公園管理課長
高知県中央西土木事務所	技術次長
〃	河港建設課長
高 知 市	防災政策課長
南 国 市	危機管理課長
土 佐 市	防災対策課長
香 南 市	防災対策課長
香 美 市	防災対策課長
い の 町	総務課 危機管理室長
日 高 村	総務課長 総務課参事兼危機管理室長
高知河川国道事務所	事業対策官
〃	工務課長
〃	調査課長
〃	河川管理課長
〃	仁淀川出張所長
〃	物部川出張所長
〃	高知海岸出張所長

物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約（案）

（名称）

第1条 この会議は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として設置し、「物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、物部川における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、河川管理者、県、市等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、物部川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（組織の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

- 第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、四国地方整備局高知河川国道事務所調査課で行う。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第10条 本規約は、平成28年 6月 2日から施行する。
本規約は、平成30年 1月12日に改正する。
本規約は、平成30年 9月27日に改正する。
本規約は、令和 2年 5月25日に改正する。
本規約は、令和 5年 5月26日に改正する。

別表 1

物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会 構成

四国地方整備局 高知河川国道事務所長

国土地理院 四国地方測量部 四国地方測量部長

気象庁 高知地方气象台長

高知県 土木部長

高知県 危機管理部長

高知市長

南国市長

香南市長

香美市長

物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会幹事会 構成

四国地方整備局 高知河川国道事務所 副所長

国土地理院 四国地方測量部 防災情報管理官

気象庁 高知地方气象台 防災管理官

高知県 河川課 課長補佐

高知県 危機管理・防災課 課長補佐

高知県 高知土木事務所 次長（技術総括）
河川・公園管理課長

高知県 中央東土木事務所 技術次長
河港管理課長

高知市 防災政策課長（福祉部局は防災政策課長が統括する）

南国市 危機管理課長（福祉部局は危機管理課長が統括する）

香南市 防災対策課長（福祉部局は防災対策課長が統括する）

香美市 防災対策課長
福祉事務所長

仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約（案）

（名称）

第1条 この会議は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として設置し、「仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、仁淀川における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、河川管理者、県、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、仁淀川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（組織の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

- 第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、四国地方整備局高知河川国道事務所調査課で行う。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第10条 本規約は、平成28年 6月 2日から施行する。
本規約は、平成28年 8月23日に改正する。
本規約は、平成29年 5月17日に改正する。
本規約は、平成30年 1月12日に改正する。
本規約は、平成30年 9月28日に改正する。
本規約は、令和 2年 5月25日に改正する。
本規約は、令和 5年 5月26日に改正する。

別表 1

仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会 構成

四国地方整備局 高知河川国道事務所長

四国地方整備局 大渡ダム管理所長

国土地理院 四国地方測量部 四国地方測量部長

気象庁 高知地方气象台長

高知県 土木部長

高知県 危機管理部長

高知市長

土佐市長

いの町長

佐川町長

日高村長

仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会幹事会 構成

四国地方整備局 高知河川国道事務所 副所長

四国地方整備局 大渡ダム管理所長

国土地理院 四国地方測量部 防災情報管理官

気象庁 高知地方气象台 防災管理官

高知県 河川課 課長補佐

高知県 危機管理・防災課 課長補佐

高知県 高知土木事務所 次長（技術総括）
河川・公園管理課長

高知県 中央西土木事務所 技術次長
河港建設課長

高知市 防災政策課長（福祉部局は防災政策課長が統括する）

土佐市 防災対策課長（福祉部局は防災対策課長が統括する）

いの町 総務課 危機管理室長
ほけん福祉課長

佐川町 総務課 危機管理対策室長（福祉部局は危機管理対策室長が統括する）

日高村 ~~総務課長~~ 総務課参事兼危機管理室長
健康福祉課長